

集団フッ素洗口は必要？有効？安全？

学校では、危険なフッ素を使わない歯科指導を!!

何が問題？ フッ素洗口

フッ素洗口に使うフッ素は、医薬品ではなく**劇物**のフッ化ナトリウム(NaF)。原液を900ppmの濃度に水で薄めてコップにつぎ、口に含めてブクブクと1分間うがいをさせて、はき出す。

「フッ化ナトリウムは体重1kgにつき2mgで急性中毒を引き起こす強い毒性を持つ。」とフッ素推進派の学者の著作物にも掲載されている。

フッ素は、非常に微量(自然界から摂取する程度)であれば大きな害はないが、多量であれば人体にとって非常に毒性の強い化学物質である。飲み込まれたフッ素は、**胃の中の胃酸と反応してフッ化水素酸となり、胃壁から急速に吸収されて血中フッ素濃度を急上昇させ、全身を循環して骨やまだ生えていない歯、その他の臓器に害を及ぼす。**フッ素の濃度が濃くなれば副作用が出てくるので過剰摂取に特に気をつけなければならない。

出典「ちいさい・おおきい・よわい・つよい」(元東大講師 医師 高橋 昶正)

いよいよ、福岡県でも集団フッ素洗口事業が学校へ？

1970年、新潟県でフッ素推進派の学者や歯科医師が、水道水にフッ素を添加しようと動いたが、反対運動がおこり、進まなかった。

次の手段として、学校の中で子どもたちのフッ素洗口を推進しようとした。

日教組は「疑わしきは用いず」の立場から反対。

WHOも警告を発した。

フッ素使用がすすんでいたアメリカでも使用の問い直しの論議。

それでも、推進派は学校への「フッ素洗口」導入を強行しようとしてきた。

2000年3月、「健康日本21」(当時、厚生省【現厚労省】が発表)で、フッ素利用拡大を打ち出した。

2011年「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行され、むし歯の早期発見・治療は国民の責務となった。

各地で、「歯科保健条例」ができ、学校での集団フッ素洗口が、次々に導入されている。

2013年3月「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」が制定された。それを受け、県歯科医師会と学校歯科医師会は、学校の児童及び保護者へのアンケートをもとに「歯科指導口腔保健計画」を作ることにした。しかし、このアンケートは、フッ素洗口を、子どもも保護者も望んでいるという結論が出やすいような設問になっている。

フッ素(フッ化ナトリウム)の主な副作用(中毒)



アレルギー	口内炎、皮膚の発疹など	
急性中毒	よだれ、悪寒、嘔吐、腹痛、痙攣、不整脈、昏睡、死亡など	
慢性中毒	歯・骨への影響	歯フッ素症(斑状歯)、骨フッ素症(骨軟化症)、骨折など
	生殖・発育への影響	生殖ホルモンへの影響、精子の減少など
	神経への影響	認知症など
	内分泌への影響	甲状腺機能の低下など
	その他の臓器への影響	胃腸系・腎臓・肝臓の機能の低下、赤血球の損傷など
	遺伝・発がん	染色体異常、各種がんの増加など

1994年 世界保健機構(WHO)は報告書(「テクニカル・レポート」)で「**フッ化物使用でのむし歯予防は、斑状歯(歯に白い斑点やしみができる症状)になることは避けられない**」とし、「**6歳未満の子どもへのフッ素洗口は禁忌**」「**8歳未満の子どもへは推奨されない**」とした。しかし、日本では、「禁忌」を「推奨されない」と訳し、フッ素推進の人たちに都合よく歪曲している。この報告書の誤訳は200カ所以上にもあるため、日教組や市民団体が、翻訳者に公開質問状を提出したが、未だに回答はない。

1997年 アメリカ食品医薬局(FDA)が**フッ素入り歯磨き剤に「警告文」の義務付け**を実施。

2011年 日弁連は、厚労省・文科省・各自治体及び各学校長に対し、集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書を提出。

こんなことが起きた!

2001年、長崎の小学校で、消毒液が残留したままのコップをフッ素洗口に使用し、14人の子どもが気分不良を訴え、2人が入院する事故が発生した。
担任が故意に何らかの薬物を混ぜたのではないかという憶測で疑われ、警察からの事情聴取が続くなど事件扱いとなった。

- 水道水をまぜて洗口液を作るフッ化ナトリウムは劇物であり何にでもくっつくので大変危険。混ぜるときに毒性の強いフッ化水素を生じ、不快症状を起こす。
- 教育の現場で医療行為を行うことから、原液の希釈ミスや、児童がはき出せずに飲み込んでしまったり、アレルギー反応ショック状態で救急搬送しなければならなかったり想定外の事故が起きる。

こんな事例も!!

学校は教育の場…疑わしきは使用せず!!

薬に頼る健康をめざすことは、健康教育にはならない。

むし歯のない子は「良い子」、
むし歯のある子は「だめな子」
と短絡した健康観が…。

きちんと正しい情報が
伝えられているか? 賛否両論が同じ重さで
情報提供されているのか?

人権
侵害

フッ素洗口は医療行為?
劇物にも指定されているようなものを
教育の場で扱うことが問題。

学校には、アレルギーや腎疾患など
様々な体質の子どもが…。

集団洗口は、
子どもの自己決定権
の侵害!

事故が起きた時の直接責任は、
養護教諭・学級担任に?